

## 「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンを構成する取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携

お取引先さまが抱える多様な経営課題に対し、本部・営業店・グループ会社・外部の専門機関などが連携し、ビジネスマッチング・M&A・事業承継・人事制度改革・BCP策定などの支援に取り組んでいます。

#### b. IT実装支援

お取引先さまが抱える「IT関連」に関する経営課題に対し、本部・営業店・グループ会社・外部の専門機関などが連携し、ITツールの提案・導入などの支援に取り組んでいます。

#### c. 専門人材マッチング支援

お取引先さまが抱える「人材」に関する経営課題に対し、本部・営業店・グループ会社・外部の専門機関などが連携し、専門人材・当行グループ等のOB・OG等求職者のご紹介などの支援に取り組んでいます。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請け事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請け事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ② 手形などの支払条件

下請代金は下請事業者との取引において適正な支払期日までに現金で支払います。

## ③ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④ 働き方改革に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

当行は「地域社会の繁栄に貢献し、地域とともに歩む」ことを経営理念に掲げるとともに、「銀行をこえる銀行へ」を目指す銀行像とし、お客さまの期待や地域の壁をこえ、銀行という枠をこえることを目指しています。

また、2019年3月に「紀陽銀行SDGs宣言」を表明し、地域金融機関として事業活動を通じてSDGs達成に向けた取り組みを今後さらに加速させ、地域社会とともに持続的に成長していくことを目指しています。

今後も引き続き、お取引先さまに対し、多様かつ高度な総合金融サービスのご提供を行うことにより、地域社会の持続的な成長・発展に貢献してまいります。

2020年12月14日

株式会社紀陽銀行

取締役頭取 松岡 靖之